

| | | | | | |
|-----|----|----------|---|---|-------|
| 管理者 | 補佐 | 年 月 日 受付 | | | 教習生番号 |
| | | 第 | 号 | 印 | |

入学願書

岸和田自動車教習所 所長 殿

このたび貴所に入学したいので審査の上承認くださいますようお願いいたします。
尚、入学金の返金は申し出ません。

★ご希望に基づいて太枠内に記入または○で囲むようにしてください。

| | | | | | |
|--------|---|-------------------|--------------------------|-----------------------|------|
| 入学予定日 | 月 日 | 受けようとする 免許の種類別 | ・普通免許 | MT・AT | |
| | | | ・二輪免許 | 普 MT・AT | 小 AT |
| | | | ・審査 | 普通・二輪 | |
| 希望コース | 一般四輪コース・学生四輪コース・二輪コース | | | | |
| オプション | 一般ポッキリ・学生ポッキリ・短期スケジュール | | | | |
| 応急免除資格 | 医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・准看護師 救急救命士・救急隊員・日本赤十字社救急法指導員・応急手当指導員 | | | | |
| 国籍 | | | | | |
| 住所 | (〒 -) | | | | |
| 職業等 | 大学生・専門学生・高校生 (学校名) 会社員・その他() | | | | |
| 連絡先 | 自宅 - - | | 携帯 - - | | |
| フリガナ | | | 昭和 平成 | | |
| 氏名 | | | 男・女 | 年 月 日(歳) 西暦(年) | |
| 交通違反歴 | 取消(あり・なし) 違反(あり・なし) | | 欠格(あり・なし) 行政処分(あり・なし) | | |
| 当所選択理由 | 近い・評判・価格・HP・SNS・その他()・紹介() | | | | |

| | | | |
|---|----------|--------|-----|
| | 現有免許 | 免許 | |
| | 免許裏 | あり・なし | |
| | 身分証明証 | | |
| | 保・学・他() | | |
| | 支払方法 | 振込 | ローン |
| | | その他() | |
| | お支払い金 | | |
| ¥ | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|----|---|--------|----|----------------|-----|---------|------------------|
| ※身体検査成績 | 視力 | | 色彩識別能力 | 聴力 | 運動能力 | その他 | 入学前適性検査 | 検査者 [㊞] |
| | 裸眼 | 左 | | | | | 要・否 | |
| | | 右 | | | | | | |
| | | 両 | | | | | | |
| | 矯正 | 左 | | 備考 | 要眼鏡 | | 入学考査 | |
| | | 右 | | | (右・左・両)コンタクト | | | |
| 両 | | | 点 | | | | | |

係

1、誓約書

- 1 私は、岸和田自動車教習所への入所にあたり、貴所の所則・規定を守り職員の指示に従います。
- 2 次の行為があった場合に退所処分を受けても異議・申し立ては致しません。
 - ① 風紀を乱すような行為(大声を出す、騒ぐ、暴力行為)
 - ② 学科教習・技能教習・各種検定の妨害(車両の妨害や廊下で大声の会話等)
 - ③ 不正行為(学科試験受験時のカンニング等)
 - ④ 法令違反行為(原付での通学時のヘルメット未着用等)
 - ⑤ その他、当教習所所則・規定に反する行為
- 3 入所手続き後の解約については貴所の定める方法により清算されることを承知致します。※詳細は HP に記載
- 4 入所予定日から3か月が経過しても教習を開始しない場合は、自動的に退所処分を受けても異議、申し立てはしません。
- 5 天災・地変・交通災害・その他やむを得ない事情により、休校及び教習等の中止・繰延べになった場合であっても貴所の指示に従い、異議は申し立てません。
- 6 技能検定中又は技能教習中に交通法規を守らない、又は検定員・教習指導員の指示・指導に従わないことにより交通事故が発生した場合、私が受ける物的・身体的・精神的被害に対しては異議、申し立てはしません。
- 7 貴所に対し故意又は自身の過失により損害を与えた場合は、その損害の賠償を行います。
- 8 交通違反等前歴の申告については表記の通り間違いありません。
※前歴等の内容によっては法令上、免許交付を拒否(保留)される場合があります。
- 9 教習原簿に記載されている技能最短時限を超えて技能教習を受ける必要があった場合は、技能追加料金が必要であることを承諾します。
- 10 技能教習・技能検定・応急救護教習・学科効果測定の無断欠席や遅刻をした場合は、理由を問わず有料キャンセルとして処理されることを承諾します。

2、個人情報保護に関する同意書

- ※当教習所は、業務上必要な範囲で、かつ適法公正な方法により、個人情報を取得します。
※当教習所は、保有する個人データについて、正確かつ最新のものを保つよう努め、個人データの漏洩、紛失の無いよう万全を尽くしています。又、業務遂行上の必要により外部専門業者に業務の委託等を行う場合においても、委託先等に機密保守業務を課す等個人データの管理に努めています。

3、上記の個人情報の取扱い及び入所契約について

※私は、親権者として未成年入所申込者の入所契約について(18歳以上の方はご本人欄のみ)

| | | |
|-----|--------|---------|
| ご本人 | ・同意します | ・同意しません |
| 保護者 | ・同意します | ・同意しません |

※未成年の方は、保護者の方に入所の同意をして頂いているとみなしてよろしいでしょうか？

・はい ・いいえ

※重要※ 4、病気の症状などについてお伺いいたします。

- ① 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、又は原因が明らかでないが意識を失ったことがある。
- ② 過去5年以内において、病気を原因として身体の全部又は一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- ③ 過去5年以内において、十分な睡眠を取っているにもかかわらず日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- ④ 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 - ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
 - ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある。
- ⑤ 病気を理由として、医師から運転免許の取得又は運転を控えるよう、助言を受けている。
- ⑥ 前記①～⑤に当てはまるものはない。

病気の症状などに該当する場合は、事前に適性相談が必要であり、申告なき場合は免許取得が出来ないことがある旨を承諾いたしました。(虚偽の申告をした場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金刑が科せられます。)

5、免許証の欠格期間等について

私は、自己の責任において免許証の拒否、欠格期間について該当しないことを誓います。又、重大違反唆し等(無免許、飲酒、暴走、ひき逃げ等)もしたことはありません。

以上、上記1～5の同意及び承諾等について相違ないことを誓約致します。

年 月 日

岸和田自動車教習所 管理者殿

氏名